

令和元年 10 月 16 日

10 月 15 日の国家戦略特区に関する毎日新聞記事(デジタル版)について

国家戦略特区 WG 座長 八田達夫

10 月 15 日の毎日新聞(デジタル版)で国家戦略特区関連の記事が掲載されました。

毎日新聞が「規制改革」と「事業者認定」のプロセスを混同にし続けている点については、11 日の同紙記事に対する反論として、既に私は特区制度に関する説明を掲載しています(<https://tatsuohatta.blogspot.com/2019/10/1011.html>)。

しかしこれらのプロセスを混同した毎日新聞の記事に基づいた質問を、国民民主党・森ゆうこ議員は、同日の参議院予算委員会で行いました。毎日新聞は、この森議員の主張を中心に、今回もまたプロセスを混同し続けたままの記事を掲載しています。

上記の国家戦略特区制度の「規制改革」と「事業者認定」について、私や他の民間有識者らが何度も解説を行ってきました。毎日新聞には、議員の発言を引用する際には、制度の正確な理解とともに、発言者の発言内容の検証を十分に行ってから記事化して頂くことを、強く希望したいと思います。

また、毎日新聞は、予算委員会での森議員の質問に対し、明確かつ詳細な答弁を行った北村誠吾担当大臣の発言内容を、一切掲載していません。北村大臣の答弁内容は、以下の通りであり、これらは概ね、上記の私の説明と同じものとなっています。

(なお、安倍総理も一部同様の趣旨の答弁をされております。)

毎日新聞は、一方の森議員の主張のみならず、正確な政府側の答弁内容をも、まずは事実即して、できるだけ正確・詳細に、掲載頂きたいと思います。

10月15日の参議院予算委員会北村大臣の答弁内容

○国家戦略特区のプロセスは二段階に分かれております。第一段階では、規制改革項目の選定とその特例の実現について、

諮問会議の調査審議の上で決定する。その後始まる第二段階では、事業者を公募で募った上で、諮問会議の調査審議の上で

選定を行います。国家戦略特区WGの役割は、第一段階の規制の特例措置の実現に向け、その論点や対応を整理し、

担当大臣に報告するということとなります。次の段階の個別の事業者の選定に関わる区域計画の作成や認定は、各区域の区域会議や

特区諮問会議が行うこととなっておりますが、森議員の資料に記載されておりますものにつきましては、

タイトルの一部が削除されているかと思えますけれども、「規制改革事項に係る提案募集要項」でございまして、

まさに規制改革項目の追加という、WGが担当する第一段階の募集要項でございまして、

したがって、WGにおいて、「選定」との記載は事業者ではなく、規制改革項目のことを意図していたものでございまして、

「WGは事業者の選定にかかわらない」という、これまでの内閣府の説明とは何ら矛盾しないものと承知しております。

○お尋ねの点に重ねて申し上げますと、御指摘の文書（過去の提案募集要項）に記載のあった「選定」という言葉は、

提案された内容が補助金の要望であるなど規制改革事項でないもの、厳密に解釈したところ既存制度の下でも実現可能なものなど、必ずしも規制改革の議論をする必要がないものについて、整理するということを指したものでございまして、

「選定」という言葉が誤解を招くことのご指摘もあったことから、「選定」という言葉を削除したものであり、

これにより運用の実態が変わるものであるとは認識しておりません。どうぞ宜しくご理解ください。

=====

なお、同予算委員会で、森議員から、「分科会においてもWG委員が参加し事業者を決めている」旨の発言がありました。

これも誤った理解に基づくものです。分科会とは区域会議の下に必要なに応じ設置される下部組織であり、

区域会議と同様、国(担当大臣・内閣府など)、自治体、事業者の3者のみから構成される会議です。

WG委員などの民間有識者らが仮に出席しても、あくまでオブザーバーとしての参加であり、

何ら決定権を持つものではありません。